

農業委員会 からのお知らせ

農地転用許可制度 のあらまし

農地転用許可制度は、優良農地の確保や計画的な土地利用の推進を目的としています。

農地は、農業のうえで大切なものであり、また一度転用されると元に戻すことが困難であることから、将来にわたり優良な農地が確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえて適正な農地の転用が行われるようにしています。



- ★【農業委員会の申請受付・許可日等】
- ★受付締切 毎月10日
- ★定例会議 毎月24日ころ
- ★県の許可 翌月20日ころ

農地の転用は勝手 にできません！

農地を転用したり、転用のために農地の売買などをするときは、原則として農地転用許可を受けなければなりません。

また、許可後にあって転用目的を変更する場合には、事業計画の変更手続きを行う必要があります。



もしも…許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら

この許可を受けないで、無断で農地を転用した場合や転用許可にかかると事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則もあります。

★農地を転用する場合は「農地法」の許可が必要です！

許可不要の場合とは	許可権者	申請者	許可が必要な場合とは
国、県が転用する場合や、市区町村が土地収用法対策事業のために転用する場合など	知事 ※農地が4%を超える場合は農林水産大臣	転用を行う者 (農地所有者)	農地所有者が農地を転用する場合 (農地法4条)
		売主(農地所有者)と買主(転用事業者)	農地を転用するために売買等を行う場合 (農地法5条)

【お問い合わせ】
地区担当委員または農業委員会事務局 (☎664-1450)

【養父市での違反・無断転用事例】

- ◆ 農地を墓地分譲した。
- ◆ 農地転用許可後、申請と異なる土地利用をしようとした。
- ◆ 農地に廃材等を搬入した。
- ◆ 農地の一部を無断で嵩上げした。



【事務局職員の異動について】

- 転入 (よろしくお願ひします)
- 書記 小谷史裕 (とが山自然文化園より)
- 退職 (お世話になりました)
- 臨時職員 福田求美子